

# 交付申請書記入例

様式第1号（第4条関係）

申請日を記入してください。

令和 年 月 日

南相馬市長

住 所 南相馬市 区  
団体名 行政区  
(代表者) 区長

## 地域の絆づくり支援事業補助金交付申請書

令和 年度において、別紙事業計画書のとおり地域の絆づくり支援事業を実施したいので、南相馬市補助金等の交付等に関する規則第4条の規定により補助金 ,000 円を交付されたく申請します。

市補助金額は、未記入でお持ちいただいても大丈夫です。窓口にて記入のお手伝いをさせていただきます。

様式第2号（第4条関係）

地域の絆づくり支援事業計画書

該当する事業名を記入してください。  
 ・地域コミュニティ支援事業  
 ・コミュニティ再生事業

事業者名等 行政区	事業名 地域コミュニティ支援事業
(担当者名及び連絡先) 区長 電話 - -	新規・ <b>継続</b> 年目
実施場所 公会堂	実施予定期間 着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日
実施目的 ・〇〇〇〇〇〇を通じて市外避難者と地域住民とのコミュニケーションを図るため・・・ ・〇〇行政区内の市外避難者と地域住民の親睦及び絆づくりを図ることを目的とする・・・	
など 事業内容 1 〇〇交流会（など行事の内容） 2 実施日 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 3 場所 〇〇公会堂 4 参加人数 〇〇人（予定）	

着手日の設定については、申請後の交付決定日以降の日付となります。交付決定日前に事業に着手した分については、補助対象外となりますのでご注意ください。

様式第3号（第4条関係）

地域の絆づくり支援事業収支予算書

事業者名等	事業名
事業者名等 行政区	事業名 地域コミュニティ支援事業

収入

区分	(A)今年度予算額 (円)	(B)昨年度予算額 (円)	(A) - (B) 増減(円)	説明
市補助金	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	
行政区負担金	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	
参加費	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	○人参加予定
市補助金額は、未記入でお持ちいただいても大丈夫です。窓口にて記入のお手伝いをさせていただきます。				
合計	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	

支出

区分	(A)今年度予算額 (円)	(B)昨年度予算額 (円)	(A) - (B) 増減(円)	説明
報償費	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	
消耗品費	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	
食糧費	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	
印刷製本費	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	
燃料費	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	
通信運搬費	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	
使用料	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	
賃借料	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	
合計	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	

備考：次は記入しないでください。

補助対象額	補助率	補助額	補助限度額	補助決定額	特記事項
(A)	(B)	(A)×(B)=(C)	(D)		
円		円	円	円	

### ＜補助対象経費の説明＞

	説 明	備 考
報償費	報償品等に係る補助対象経費は、一人あたり1,000円までとする。金券（商品券、図書券、クオカード、食事券専用券等）及び現金は対象外とする。（ただし、謝礼は除く）	講師、演奏者への謝礼、ビンゴゲームの景品、事業への参加賞など
旅 費	公共交通機関（タクシーを含む）の利用による費用。ただし、日当及び旅費は補助対象経費から除くものとする。なお、他者の所有する車両を使用する場合は賃借料とする。	バス貸切代や見積り内の企画料など
消耗品費	事業の実施に必要と認められる消耗品。備品と認められるもの（テーブル、イス、ホットプレートやコンロ等の調理器具、草刈り用器具、プリンターやパソコン等の電化製品）は、補助対象経費から除く。	紙コップ・皿・ビニール袋、消毒用品など
食糧費	一人あたり1,500円以内。ただし、賄い材料費として支出する場合はこの上限から除く。また、事務局員等に要する食糧費は補助対象経費から除く。	食材費、弁当代、菓子代など。事務局員のお茶代は対象。（アルコールは対象外）
印刷製本費	事業にかかる資料、啓発又は案内にかかるポスター作製に係る経費	コピー代、現像代
燃料費	電気、ガス及び水道料、並びにガソリン・経由・灯油代で事業に使用したことが分かるもの。	木炭代など
通信運搬費	郵便料、電話料及びインターネット通信料で使用したことが分かるもの。	
筆耕料	報償に係る賞状の筆耕料	
保険料	事業に供する保険料または、保険適用期間が長期契約の場合、事業期間内に該当する保険料	旅行災害保険など
広告料	新聞広告料、新聞広告折込み料	
委託料	事業の実施において、委託を行うことが妥当であり、かつやむを得ない理由があるもの。（警備料等）	
使用料	会場使用料、駐車場使用料、高速道路使用料その他事業に必要と認められる使用料	パークゴルフ入場料、ボール、パターなど
賃借料	物品等賃借料（自動車、複写機、通信機器、土地建物等）で事業に必要と認められる賃借料	他者所有車を使用した場合など

\* 補足：旅行等のお土産代は対象外